

令和 7 年 第 9 回

雫石町農業委員会総会
会 議 録

令和 7 年 9 月 22 日 開催

雫石町農業委員会

令和7年第9回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和7年9月22日(月) 午前9時00分

2 開催場所 雫石町役場大会議室

3 出席した委員

農業委員

1番 藤村 正彦
2番 晴山 英俊
4番 高橋 浩之
6番 坂下 千枝子
8番 川口 英敏
9番 八丁野 よし子
10番 松本 光正
11番 黒沢 菜穂子

農地利用最適化推進委員

雫石 横手 克文
雫石 小谷地 昇
御所 米澤 晃
御所 新田 善男
西山 滝澤 美紗子
西山 柿木 一明
西山 荒塚 秀則
西山 山本 長栄
西山 袖林 一
御明神 小志戸前 健一
御明神 南野 仁
御明神 新田 華織
御明神 松ノ木 奈々子

4 欠席した委員

農業委員 3番 山崎 忍 5番 砂壁 純也 7番 前 茂見

推進委員 雫石 階 保 雫石 木村 正美 御所 吉田 光彦
御所 高橋 大和 御明神 下川原 幸宏

5 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業変更申請に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

6 職務のため出席した職員

局長 太田 弘幸 係長 松ノ木 拓也 主任 上和野 恵太

開会時間 午前9時00分

議長 　　ただ今から、令和7年第9回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は農業委員8名、推進委員13名、計21名です。
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

太田局長 　　（資料に基づき説明）

議長 　　事務局より報告がありましたが、確認したいことなどございませんか。

委員 　　（なし）

議長 　　なければ会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委員 　　「異議なし」の声

議長 　　異議なしと認め、会議録署名人には8番 川口英敏委員、9番 八丁野よし子委員、書記には事務局の松ノ木係長、上和野主任を指名いたします。
次に報告第1号を行います。事務局の説明を求めます。

松ノ木係長 　　それでは、報告第1号について説明いたします。なお、説明は要点のみとしますのでご了承願います。
総会資料の3ページをご覧願います。
報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」、表のとおり6件提出があり、番号1は、相続及び持分放棄による権利取得、番号2～6は、相続により農地の権利を取得したものです。
以上で報告を終わります。

議長 　　事務局から報告がありましたが、これに質問などございませんか。

委員 　　（なし）

議長 　　なければ、報告第1号を終わります。
次に、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による、許可後の事業変更申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

松ノ木係長 　　はい、議案第1号について説明いたします。
総会資料の4ページをご覧ください。

番号1 ○○が所有する 田4筆のうち一部、面積計1,812㎡について、砂利採取のための一時転用に係る農地転用許可後の事業計画について、変更申請が提出されたので意見の決定を求めるものです。

場所は参考資料の1ページにあります 『転用事業計画変更：○○』となっていて、○○から○○へ約500m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の2～6ページをご覧ください。

本件は、運搬路、砂利採取場として一時転用していた場所について、令和7年10月20日までであった完了時期を令和8年10月16日まで延長するよう計画を変更するものです。これに伴い、土地賃借料が増加するため資金計画も変更となります。

番号2 ○○が所有する 田2筆のうち一部、面積計10,242㎡について、砂利採取のための一時転用に係る農地転用許可後の事業計画について、変更申請が提出されたので意見の決定を求めるものです。

場所は参考資料の1ページにあります 『転用事業計画変更：○○』となっていて、番号1と同一の場所です。

本件も、砂利採取場として一時転用していた場所について、令和7年10月16日までであった完了時期を令和8年10月16日まで延長するよう計画を変更するものです。これに伴い、土地賃借料が増加するため資金計画も変更となります。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を9番 八丁野委員にお願いいたします。

9番 八丁野委員 9番 八丁野です。それでは報告いたします。

9月17日、私、米澤推進委員、小志戸前推進委員、下川原推進委員の2班4名と事務局で現地を確認してきました。

番号1、2について、一括して報告いたします。

現地を確認したところ、参考資料の5、6ページのとおり申請箇所は現状砂利採取場と、砂利採取場へとつながる運搬路であることを確認いたしました。

内容としては、計画期間を1年延長するものでありますが、町より問題ないとの意見書が出されており、作業終了後は、埋め戻しを行い原状復旧予定のため、問題ないものと思われま。

以上で報告を終わります。

議 長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による、許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

松ノ木係長

議案第2号について説明いたします。

総会資料の5ページをご覧ください。

番号1、〇〇、田1筆、畑2筆、面積計1,210㎡、3条売買、譲渡人〇〇、譲受人〇〇。

申請事由は、譲渡人の規模縮小のためです。場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっていてところで、北側の点は、〇〇から〇〇へ約200m向かった場所、南側の点は、〇〇から〇〇へ約300m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の8～14ページをご覧ください。

番号2、〇〇、畑1筆、面積5,157㎡、3条売買、譲渡人〇〇、譲受人〇〇。

申請事由は、譲渡人の離農のためです。

場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっていてところで、〇〇から〇〇へ約200m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の16～18ページをご覧ください。

番号3、〇〇、田1筆、面積294㎡、3条売買、譲渡人〇〇、譲受人〇〇。

申請事由は、譲渡人の労働力不足のためです。

場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっていてところで、〇〇から〇〇へ約900m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の20～22ページをご覧ください。

番号4、〇〇、田2筆、面積計617㎡、3条売買、譲渡人〇〇、譲受人〇〇。

申請事由は、譲渡人の労働力不足のためです。

場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっていてところで、〇〇から〇〇へ約900m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の24～26ページをご覧ください。

番号5及び番号6は、〇〇が所有する、田3筆、面積1,171㎡と、〇〇が所有する、田2筆、面積計687㎡を交換しようとするものです。

場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』、『3条：〇〇・〇〇』となっていてところで、〇〇から〇〇へ約400m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の28～34ページをご覧ください。

番号7、〇〇、田22筆、面積計31,965㎡、3条使用貸借貸付人〇〇、借受人〇〇。申請事由は、借受人の新規就農のためです。場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっていてところで、北側の点は、〇〇から〇〇へ約400m向かった場所、真ん中の点は、〇〇から〇〇へ約300m向かった場所、南側の点は、〇〇から〇〇へ約500m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の36～54ページをご覧ください。

また、総会資料の9～12ページに添付しました調査書に記載されているとおり、番号1から番号6については農地法第3条第2項各号には該当しないため、番号7については農地法第3条第2項第2号に該当するが、同法第3条第3項各号の許可要件を満たしているため許可できるものと考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を小志戸前推進委員にお願いいたします。

小志戸前推進委員 小志戸前です。

番号1について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料10、14ページのとおり状況であり、売買後は田では水稻を、畑ではミニトマト等の野菜を作付けしていく予定であることから問題ないと思われれます。

番号2について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料18ページのとおり状況であり、売買後は麦を作付けしていく予定であることから問題ないと思われれます。

番号3について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料22ページのとおり状況であり、売買後は水稻を作付けしていく予定であることから問題ないと思われれます。

番号4について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料26ページのとおり状況であり、売買後は水稻を作付けしていく予定であることから問題ないと思われれます。

番号5と番号6について一括して報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の30、34ページのとおり状況であり、交換後も水稻を作付けする予定であり、問題ないと思われれます。

番号7について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料38、42、46～51、54ページのとおり状況であり、貸借後も引き続き水稻を作付けしていく予定であることから問題ないと思われれます。

以上で報告を終わります。

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。

8番 川口委員 ○○とは何の略称ですか。

松ノ木係長 はい、お答えいたします。今回、許可申請にあたりまして、会社の定款等を提出していただきましたけれども、略称前の名称については記載がなかったので○○ということで、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 他にございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。
以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会とします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午前 9時30分

以上が令和7年9月22日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 7 年 9 月 22 日 開催

議 長 会 長

議事録署名人 8 番

9 番
